

京都市訓令甲第1号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年4月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表第1第3類の款保健福祉局生活福祉部地域福祉課の項中「, 市営葬儀事務所」  
を削る。

別表第4市営葬儀事務所長の項を削る。

附 則

この訓令は、平成17年4月26日から施行する。

(総務局総務部文書課)